

島交規甲第834号

令和元年12月26日

保存期間	30年
------	-----

各所属長 殿

島根県警察本部長

制限外積載等許可事務取扱要綱の制定について（例規通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく車両の制限外積載の許可の事務については、制限外積載許可取扱要領の制定について（平成12年3月6日島交企甲第1105号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、車両の制限外積載、設備外積載及び貨物自動車の荷台乗車の許可について、別添のとおり「制限外積載等許可事務取扱要綱」を定め、令和2年1月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、令和元年12月31日限り、その効力を失う。

別添

制限外積載等許可事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第56条第1項に規定する許可（以下「設備外積載許可」という。）、同条第2項に規定する許可（以下「荷台乗車許可」という。）及び法第57条第3項に規定する許可（以下「制限外積載許可」という。）（以下「制限外積載等許可」と総称する。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 許可申請者

- 1 制限外積載等許可の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、許可に係る車両の運転者とする。
- 2 1の車両の運転者が複数の場合（長距離運転で同乗若しくは乗り継ぎの交替運転者がある場合又は同一車両について申請に係る運転期間が例えば1週間である場合に、その期間内で運転者が交替する場合などをいう。）には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において申請者欄に連記できないときは、別紙に申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。

第3 許可の申請

1 許可申請の受理

制限外積載等許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出しなければならない。この場合において、警察署長は、申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

2 法による他の許可と競合する場合

同一車両につき制限外積載許可のほかに設備外積載許可又は荷台乗車許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第4 制限外積載許可

1 許可の単位

許可は、原則として1個の運転行為ごとに行うものとする。ここでいう1個の運転行為とは、例えば、A地点からB地点まで積載物を運搬する場合で、車両、積載物、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。

2 許可の期間

許可の期間は、原則として1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

3 申請手続の特例

1及び2にかかわらず、同一運転者により定型的に反復継続して行われる運転

行為については、次の要件を全て満たすものに限り、包括して1個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合における許可の期間は、原則として1年以内とする。

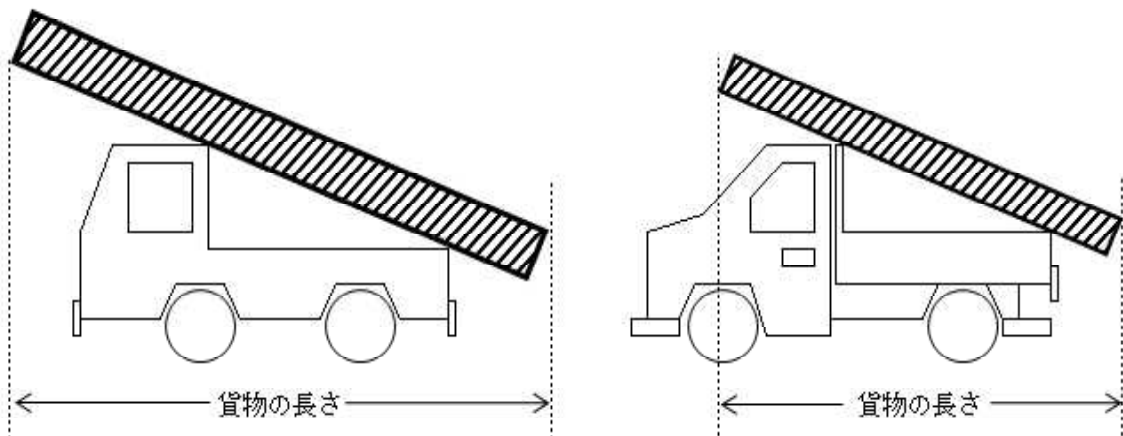
- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

4 積載貨物の測定方法

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第3号及び第23条第3号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定は、次の方法によるものとする。

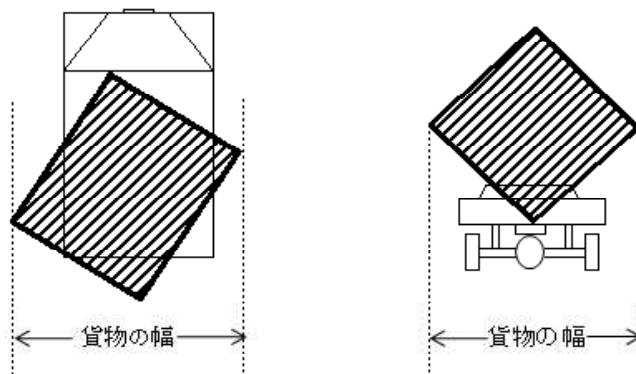
(1) 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。（次図参照）



(2) 幅

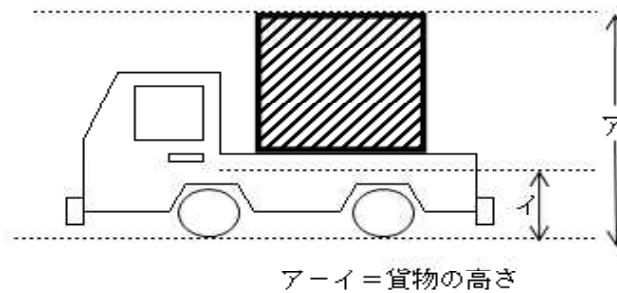
幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。（次図参照）



(3) 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、

地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。(次図参照)



5 審査に係る取扱基準

- (1) 申請により許可を求められた警察署長は、次に掲げる事項について、(2)から(5)までに掲げる基準に従い、これを審査しなければならない。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき、又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がない場合は、求められた許可を拒否するものとする。

ア 許可の対象貨物

イ 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

ウ 運転の期間及び運転経路

エ その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

(2) 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、法第57条第1項本文の政令で定める積載重量等の制限又は同条第2項の規定に基づき島根県公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。この場合において、貨物が分割できないものであるかどうかについては、その貨物自体の属性により客観的に判断すべきであり、運転者、貨物の所有者等の主観的事実（経費節約、時間の短縮等）により左右されるべきではない。

(3) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次の基準を超えることとなる場合又は積載物の重量について令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車並びに側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、(ア)及び(イ)に係る部分に限る。）

(ア) 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたものとする。ただし、

積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超えることとなつてはならない。

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたものとする。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えることとなつてはならない。

(ウ) 積載物の高さ

4.3メートル（三輪の普通自動車及び府令第7条の16に規定する普通自動車にあつては3.0メートル）からその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとする。

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 小型特殊自動車

(ア) 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたものとする。

(イ) 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたものとする。

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとする。

(エ) 積載の方法

a 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

b 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものについては、(ア)及び(イ)に係る部分を除く。）

(ア) 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さとする。

(イ) 積載物の幅

自動車の幅（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）とする。

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとする。

(エ) 積載の方法

a 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

b 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（府令第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと）。

エ 原動機付自転車

(ア) 積載物の長さ

積載装置（リヤカーをけん引する場合にあっては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。（イ）及び（エ）において同じ。）の長さの2倍の長さとする。

(イ) 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカーをけん引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの）とする。

(ウ) 積載物の高さ

2.5メートルからその原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さとする。

(エ) 積載の方法

a 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

b 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーをけん引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと）

(4) 運転の期間及び運転経路

ア 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

イ 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在しないこと。

(5) その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

ア 積載の方法及び積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4号に照らし適切であると認められること。

イ 積載による運転が車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、重大な危険があるとは認められないこと。

6 審査方法

許可申請があったときの審査は、車両の構造、積載物及び積載状態並びに道路及び交通の状況について、車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確認する方法、図面、写真その他の資料により確認する方法等により行うものとする。

7 許可の条件

許可の条件は、令第24条第1項の規定によるものとし、同項第3号にいう「道路における危険を防止するため必要と認められる事項」は、次の例によるものとする。

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- (4) 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

8 交通部交通規制課との調整

(1) 制限外積載許可の審査基準の特例

警察署長は、許可申請に係る積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が5(3)の基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課と協議しなければならない。

(2) 他の都道府県に及ぶ制限外積載等許可

警察署長は、2以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたって通行する制限外積載車両の許可の取扱いに際しては、交通部交通規制課との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して許可の可否を判断するように努めなければならない。

9 関係機関等との調整

(1) 道路管理者との連携

警察署長は、制限外積載の申請に係る積載による運転が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の車両の通行の許可を必要とする場合は、当該許可を行う道路管理者との連携を図るよう努めなければならない。

(2) 合同会議の開催等

基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うよう努めなければならない。

第5 設備外積載許可

1 許可の範囲

許可は、次のいずれかに該当する場合で、他に積載の方法がなく、かつ、一般交通の安全を害しないと認められるものに限り許可するものとする。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙運動又は政治活動を行う場合
- (2) 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合
- (3) その他社会通念上やむを得ないと認める場合

2 審査に係る取扱基準

申請により許可を求められた警察署長は、次に掲げる基準を満たす場合に限り、積載場所を指定して許可するものとする。

- (1) 法第55条第2項の規定に抵触しないこと及び転落又は飛散するおそれのない積載方法であること。
- (2) 原則として令第22条第2項及び第23条第2項に規定する積載制限を超えないこと。
- (3) 一時的な積載であること。
- (4) 車体から突き出さない積載方法であること。

3 審査方法

審査の方法については、第4の6に掲げる審査方法に準じて行うものとする。

4 許可の条件

許可の条件は、第4の7に掲げる許可の条件に準じて付するものとする。

第6 荷台乗車許可

1 許可の範囲

許可は、次のいずれかに該当する場合で、他に輸送の方法がなく、やむを得ないと認められる場合に限り許可するものとする。ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を通行する場合は、許可しないものとする。

- (1) 当該貨物の積卸しに必要最小限度の人員（法第55条第1項ただし書により、当該貨物を看守するために荷台に乗車できる必要な最小限度の人員を除く。）を当該車両の荷台に乗車させて輸送する場合
- (2) 災害、事故等の発生時に応急作業に従事する者等を搬送する場合
- (3) 交通機関のストライキ等で一般の交通機関の運行が停止している際、通勤、通学者等を搬送する場合
- (4) その他特に必要があると認められる場合

2 審査に係る取扱基準

- (1) 車両は、貨物自動車であること。
- (2) 荷台に乗車する人員は、申請車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上必要最小限度のものであり、かつ、乗車人員1人当たり0.5平方メートル以上の荷台使用面積が確保されていること。

3 許可の条件

許可の条件は、令第24条第1項の規定によるものとし、同項第3号にいう「道

路における危険を防止するため必要と認められる事項」は、次の例によるものとする。

- (1) 通行する道路の指定に関する事項
- (2) 運転の時間帯の指定に関する事項
- (3) 乗車の方法及び場所に関する事項
- (4) 荷台に乗車する者の事故防止上必要と認める事項

第7 専決処分

- 1 警察署長は、警察署の処務に関する訓令（平成11年島根県警察訓令第4号）第6条第2項の規定に基づき、制限外積載等許可に関する事務の専決の範囲についてあらかじめ定め、取扱方法を誤らせることのないよう留意すること。
- 2 警察署の処務に関する訓令第9条の規定により交番等の勤務員が貨物の制限外積載の許可に関し専決できる範囲は、第4の4に定める積載物の測定方法により測定したものが、長さ12メートル、幅2.5メートル、高さ（車両の積載をする場所の高さを減じない高さ）3.8メートルを超えない積載物とする。